

NO	新内容	旧内容
1	1. (格納品の範囲) (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石、その他の貴重品 ただし、壊れやすいものは格納できません。 ④ その他、前記①から③に掲げるものに準ずると認められるもの (2) 当金庫は、前記(1)①から④に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの	1. (格納品の範囲) (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石、その他の貴重品 ただし、壊れやすいものは格納できません。 ④ その他、前記①から③に掲げるものに準ずると認められるもの (2) 当金庫は、前記(1)①から④に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
2	2. 利用目的の確認 (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が1.に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。 (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外のカメラ撮影や利用時の当金庫立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。	(追加)
3	3. (契約期間等) ～省略～	2. (契約期間等) ～省略～
4	4. (使用料) ～省略～	3. (使用料) ～省略～
5	5. (鍵の保管) ～省略～	4. (鍵の保管) ～省略～
6	6. (印鑑の登録) ～省略～	5. (印鑑の登録) ～省略～
7	7. (開閉者の確認) ～省略～	6. (開閉者の確認) ～省略～
8	8. (貸金庫の開閉等) ～省略～	7. (貸金庫の開閉等) ～省略～
9	9. (届出事項の変更等) ～省略～	8. (届出事項の変更等) ～省略～
10	10. (印章、鍵の紛失時等の取扱い) ～省略～	9. (印章、鍵の紛失時等の取扱い) ～省略～

NO	新内容	旧内容
11	11. (印鑑照合等) ～省略～	10. (印鑑照合等) ～省略～
12	12. (損害の負担等) ～省略～	11. (損害の負担等) ～省略～
13	13. (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、後記14. (3)①から③のいずれにも該当しない場合に使用することができ、後記14. (3) ①から③の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。	12. (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、後記13. (3)①から③のいずれにも該当しない場合に使用することができ、後記13. (3) ①から③の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。
14	14. (解約等) ～省略～ (2) 次に掲げるケースの一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前記(1)と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。前記3.により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥ 正鍵の改ざん、不正使用など当金庫が正鍵の使用を不適当と認めたとき ⑦ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> ⑧ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> ⑨ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> ⑩ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u> (3) 前記(2)のほか、次に掲げるケースの一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。 ～省略～	13. (解約等) ～省略～ (2) 次に掲げるケースの一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前記(1)と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。前記2.により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥ 正鍵の改ざん、不正使用など当金庫が正鍵の使用を不適当と認めたとき (3) 前記(2)のほか、次に掲げるケースの一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。 ～省略～
15	(4) 前記(2)(3)の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、前記4. (3)にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちに支払ってください。 なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日の前記4. (1)の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。	(4) 前記(2)(3)の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、前記3. (3)にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちに支払ってください。 なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日の前記3. (1)の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

NO	新内容	旧内容
16	<u>15.</u> （貸金庫の修繕、移転等） ～省略～	<u>14.</u> （貸金庫の修繕、移転等） ～省略～
17	<u>16.</u> （緊急措置） ～省略～	<u>15.</u> （緊急措置） ～省略～
18	<u>17.</u> （譲渡、転貸等の禁止） ～省略～	<u>16.</u> （譲渡、転貸等の禁止） ～省略～
19	<u>18. 規定の変更</u> <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u>	（追加）